

青山学院宣教師・学院宗教主任声明

青山学院は、寄付行為第4条第1項に「青山学院の教育は、永久にキリスト教の信仰に基づいて、行わなければならない」とその建学の精神を掲げ、さらに第2項において「前項の趣旨は、いかなる場合にも変更することができない」、第3項において「第1項の字句を変更する場合は、理事全員及び評議員全員の同意を要する」と規定し、この建学の精神が揺らぐことのないよう厳格に定めています。これは、青山学院を担ってきた先達が使命と決意とをもって確立させた内外に誇るべき遺産であり、時代を越えて青山学院の教育と研究の礎としてきたものです。

学院では、この建学の精神を具現化させるために、院長制度（同第6条、寄付行為細則第3条第2項(2)、第4条）と理事のキリスト者条項（同第7条第6項）を定めてきました。これらは決して努力目標や原則ではなく、きわめて厳密に遵守されるべき規則であり、これに変更を加えるような事態が起こるなら、それはいかなる理由のもとであろうと学校法人青山学院の教育の根幹を揺るがす忌々しきことと考えます。

わたしたちは、青山学院の歴史と伝統と教育理念をないがしろにし、キリスト教信仰や建学の精神を有名無実化させる状況を大変憂慮し、以下の二つのことが速やかに実現されることを願います。

1. 学校法人青山学院寄付行為第7条第6項が定める「理事の過半数は、キリスト教信者でなければならない」との規則を満たす理事会が構成されること。
2. 青山学院寄付行為細則第4条「院長は、プロテスタント教会の信者及び学識経験者であって、寄付行為第4条第1項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない」との規則にのっとり、これに相応しい人物を学内外者より選出すること。

2010年3月29日

学院宗教部長・大学宗教主任 嶋田順好

大学宗教主任 谷口裕子

学院宣教師・大学宗教主任 シュー土戸ポール

大学宗教主任 大宮 謙

学院宣教師 シェロ マイク

大学宗教主任 西谷幸介

大学宗教部長 大島 力

女子短期大学宗教主任 吉岡康子

大学宗教主任 伊藤 悟

高等部宗教主任 坂上三男

大学宗教主任 塩谷直也

中等部宗教主任 西田恵一郎

大学宗教主任 高砂民宣

初等部宗教主任 小澤淳一

大学宗教主任 東方敬信